

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年4月9日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年4月9日（金）午後3時00分から午後4時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (3) 議案第3号 中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届（市街化区域）について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 山川 和徳

事務局員 荒木 博光

事務局員 村上 学

農地集積専門員 高山 勇

令和3年度第1回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

農業委員会開会前に人事異動あいさつ

- 鍋島前事務局長挨拶 —
- 高橋前事務局員挨拶 —
- 山川新事務局長挨拶 —
- 荒木新事務局員挨拶 —
- 村上新事務局員挨拶 —

事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名の出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

なお、本日は次期推進委員の方々に、5月以降の委員会の準備のため、参加していただいております。よろしく申し上げます。

事務局

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしく申し上げます。

議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。

議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

「議長一任」

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に1番 川端委員 3番 磯部委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の村上主事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書1ページ、議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：津久礼字上沖野2920番1 外4筆
地 目：畑
転用面積：合計7,530㎡
転用目的は、特殊ガス取り扱い事業所です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を3月31日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。
（役場、駅等から概ね500m以内にある農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地はJR三里木駅等の公共施設から半径500m以内にある農地であり、代替性の検討をすることにより、他の用途では事業の目的を達することができないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆6番委員 議案第1号の番号1について、6番委員が説明します。
本申請地は、南側は宅地及び工場、西側は県道、北側・東側が農地に接しますが、農地に影響を与えるような建物は建てられませんので、転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆4番委員 議案書の譲渡人が1名となっているが、他4名を追加すべきではないか。

事務局 議案書の修正を行います。

◎議長 他にありませんか？

◆7番委員 ガスの種類は何ですか？また、代替性の検討もされているが、富士フィルムにガスを供給する場所はここしかないということか？

事務局 フッ化水素ガスです。代替性の検討結果については、そのようになります。

◎議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案第1号 番号2について説明します。
議案書は同じく1ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字中尾85番 外1筆
地目：畑
合計転用面積：1,223㎡
転用目的は、建築条件付き売買予定地です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく、現地調査を3月31日（水）に実施していません。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準 に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。
（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ではありますが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で申請地を供することが必要であり、かつ、全体事業面積に占める当該第1種農地の面積割合が3分の1を超えないため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第1号の番号2について、4番委員が説明します。
本申請地は、周辺に10ha以上の広がりのある農地ではありますが、事務局より

説明がありましたとおり、他地目と一体的に転用する案件であります。北側は道路、南側は宅地、東側は既に転用許可がおりており、西側に牛舎が残りますが、転用することにより他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆9番推進員 転用に係る部分はどこになるのですか？南側が接道しているということですか？

事務局 分譲地北側の一部分であり、分譲地の接道部分は南側になります。

◎議長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第1号 番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第1号 番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案第1号 番号3について説明します。
議案書は同じく1ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字中尾86番2
地目：畑
転用面積：237㎡
転用目的は、牛舎の建設です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく現地調査を3月31日(水)に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください。

本案件につきましては、先ほどの番号2に関係する案件であります。

番号2の申請者が、転用の事前手続きを進めるに際して、調査を行ったところ、番号3の案件である「牛舎」の一部が番号2の案件である「原水86番」の一部を占有していることが判明したため、今回、原水86番を分筆し、占有者に売買による所有権移転を行うものです。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可であります。申請地を農業の振興に資する施設の用に供するためのものであり、不許可の例外と判断しております。

なお、既に現地は農地ではないため、申請者に始末書の提出をお願いしているものであります。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員

議案第2号の番号3について、7番推進委員が説明します。

本申請地は、現に牛舎として使用されており、違反転用の状態ではありますが、転用の目的が農業の用に資するものであります。北側は道路、南側・西側は山林、東側は宅地として転用申請されており、他に影響はないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より令和3年3月29日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。それでは、議案書のP2からP4をご覧ください。

今日は、
1の利用権設定が10件、28筆で合計38,378.54㎡です

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和3年3月29日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。P5の議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件の2筆で合計面積6,379㎡です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の6ページをお願いします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

◆ 4 番委員 譲受人の肥後プロパティとはどのような会社でしょうか？

事務局 テナント収納や不動産経営を行っている会社です。

◎議 長 他にありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 3 年 4 月 9 日

会 長

議事録署名人

議事録署名人